平成２１年（フ）第３５７号
兵庫県川西市向陽台３丁目６番地の121、前住所大阪府豊中市清風荘１丁目９番30号
債務者　武宮宇一郎
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３２号
兵庫県伊丹市山田５丁目15番13号　リビーナ山田201号室、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目15番12号
債務者　阿波　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５３号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目６番35号
債務者　右近美須恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０５５号
兵庫県西宮市能登町12番58―323号
債務者　沖　　景
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２０号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中187番地18
債務者　福田　恒己
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８６号
徳島県板野郡藍住町奥野字乾199―20、住民票上の住所徳島市富田橋１丁目32番地の２
債務者　河野　正秀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０５号
徳島市南佐古八番町５番29号
債務者　横地　節子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
徳島県三好市東祖谷釣井17番地
債務者　好中　義定
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１０４号
愛媛県今治市大西町新町甲1037番地　鳥越住宅４号棟431号室、旧住所愛媛県越智郡大西町大字宮脇甲73番地174
債務者　寺岡　昌弓
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１０６号
愛媛県今治市国分３丁目５番30号
債務者　白石　幸三
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１５２号
福岡県飯塚市長尾1297番地１
債務者　大庭　正英
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８９号
福岡県飯塚市平恒972番地４
債務者　岩下　和紀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２３６号
北九州市八幡西区陣山２丁目５―17
債務者　本嶋　浩次
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２９号
大分県別府市朝見１丁目10番40号
債務者　森　　文子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４号
大分県日田市城町２丁目２番24号
債務者　梶原　政彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第８５号
大分県日田市中本町２番31号
債務者　小田　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２５４号
宮崎県都城市高崎町東霧島199番地
債務者　前畑　修一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２５５号
宮崎県都城市高崎町大牟田1239番地１　中央団地61棟11号
債務者　鶴吉　裕宣
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部